

徳島商業高等学校

T C S イノベーション・コモンズ建設事業

公募型プロポーザル募集要項

令和8年10月29日

徳島県教育委員会

教育創生課

目 次

1 目 的	1
2 事業概要	1
3 応募に関する条件等	5
4 応募方法	10
5 事業者の選定	13
6 契約の枠組み	14
7 その他契約に関する事項	16
8 留意事項	16
9 担当窓口	18

(別表) 評価項目及び評価規準

1 目 的

「高等学校教育改革促進基金（N-E. X. T. ハイスクール構想）」を活用し、本県の生産年齢人口減少や労働力不足といった地域産業の課題に対応するため、職種の枠を超えた「価値創造」と「生産性向上」に貢献する高度ビジネス現場人材「徳商アドバンスト・ビジネス・エッセンシャルワーカー」を育成する拠点施設として「TCSイノベーション・commons」を整備する。

本事業の実施にあたっては、設計施工一括発注方式のうち、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の設計交渉・施工タイプを採用する。公募型プロポーザルにより、本校の先進的な教育改革と本施設の整備コンセプトを深く理解し、生徒間や外部人材との日常的な協働・コミュニケーションを生み出す創意工夫にあふれた快適かつ安全な空間整備について、優れた提案を行うグループを優先交渉権者として選定し、その後結成される企業と事業契約を締結することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名：徳島商業高校TCSイノベーション・commons建設事業

(2) 選定方式：公募型プロポーザル

(3) 事業場所：徳島県徳島市城東町1丁目4番1号の一部

(4) 建物規模：①TCSイノベーション・commons

3階建てとする。

木造、鉄骨造、RC造の別は問わない。

延床面積1,400㎡以上

②本館校舎改修（対象面積300㎡程度）

③情報図書会館解体（3階建て約1,240㎡）

(5) 業務内容

①第Ⅰ期事業（設計に関する業務）

- ・パソコン実習室（2室）およびサーバー室の移設・改修に係る実施設計
- ・情報図書会館の解体工事に係る実施設計
- ・TCSイノベーション・commons建設に係る実施設計
- ・解体建物周辺の家屋調査（事前）
- ・基本条件については、要求水準書「第2 本事業概要 4 施設の概要」を確認すること。

②第Ⅱ期事業（改修に関する業務）

- ・パソコン実習室（2室）およびサーバー室の移設・改修工事に係る全ての工事
- ・上記の工事に係る工事監理に関する業務
- ・必要に応じ、近隣住民への計画説明や調整を行うこと。

③第Ⅲ期事業（解体に関する業務）

- ・情報図書館解体工事（外構含む）に係る全ての工事
- ・上記の工事に係る工事監理に関する業務
- ・必要に応じ、近隣住民への計画説明や調整を行うこと。

④第Ⅳ期事業（新築に関する業務）

- ・ＴＣＳイノベーション・コモンズ建設工事（外構含む）に係る全ての工事
- ・上記の工事に係る工事監理に関する業務
- ・必要に応じ、近隣住民への計画説明や調整を行うこと。

⑤その他の業務

- ・敷地周辺の供給処理施設（電気、電話、ガス、上下水道等）調査及び諸官庁協議・申請
- ・関係法令等の申請、許認可手続（建築基準法、消防法、都市計画法等）

（６）事業期間

契約締結の日から令和１１年３月１５日まで

新築施設内の設備搬入は令和１１年２月２６日までに開始できることとする。

（７）事業参考価格

設計費、工事費及び工事監理費の事業費参考価格については、以下のとおりとする。提案額（参考見積価格）が、事業費参考価格を超過した場合は、失格とする。また、優先交渉権者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、徳島県において、予定価格を設定するものとする。

①設計費

５４，８９０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※上記には、立木及び既存工作物撤去・造成等の関連工事の設計に要する費用のほか、各種調査費用並びに計画通知等の申請手数料を含む。

②工事費

９３８，４１０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※上記には、立木及び既存工作物撤去・造成等の関連工事に要する費用を含む。

③工事監理費

２６，２９０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※上記には、立木及び既存工作物撤去・造成等の関連工事の工事監理に要する費用を含む。

（８）業務の仕様

選定事業者が行う業務の要求性能等は、別添の「要求水準書」によるものとする。

（９）スケジュール

日 程	内 容
令和８年 １０月２９日（木）	募集の公告及び募集要項の公表
１１月 ５日（木）	質問書の提出締切（１回目）

11月13日（金）	質問書の回答公表（1回目）
11月16日（月）	現地確認申込書の提出締切
11月19日（木）	現地確認
12月 3日（木）	参加申込書の提出締切
12月10日（木）	質問書の提出締切（2回目）
12月18日（金）	質問書の回答公表（2回目）
令和9年 1月 8日（金）	企画提案書の提出締切
1月中旬頃	企画提案選定委員会
優先交渉権者選定後	選定結果通知・事業協定締結 第Ⅰ期事業契約締結 第Ⅱ期事業契約締結 第Ⅲ期事業契約締結 第Ⅳ期事業契約締結

(10) 事業に必要と想定される根拠法令等

事業者は、以下の法令・条例のほか、本業務の実施にあたり必要とされる関係法令及び条例等を遵守すること。なお、最新のものを参照すること。

①法令関係

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- ・ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- ・ 教育基本法（平成18年法律第120号）
- ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第97号）
- ・ 悪臭防止法（昭和43年法律第91号）
- ・ 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ・ 河川法（昭和39年法律第167号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）

- ・浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法：平成 18 年法律第 91 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法：平成 12 年法律第 104 号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法：平成 3 年法律第 48 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（建築物省エネ法：平成 27 年法律第 53 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・労働基準法（昭和 23 年法律第 49 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 214 号）
- ・宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・地方自治法（昭和 23 年法律第 67 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法：平成 12 年法律第 100 号）
- ・その他関連法令等

②条例関係

- ・徳島県建築基準法施行条例（昭和 47 年徳島県条例第 32 号）
- ・徳島県都市計画法施行条例（平成 12 年徳島県条例第 57 号）
- ・徳島県県産材利用促進条例（平成 24 年徳島県条例第 80 号）
- ・徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成 28 年徳島県条例第 10 号）
- ・徳島県生活環境保全条例（平成 17 年徳島県条例第 24 号）
- ・徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成 19 年徳

島県条例第 14 号)

- ・ 徳島県暴力団排除条例 (平成 22 年徳島県条例第 40 号)
- ・ 徳島県個人情報保護条例 (平成 14 年徳島県条例第 43 号)
- ・ その他関連条例等

③適用基準等

- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 徳島県県有施設総合耐震計画基準 (徳島県)
- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 建築物解体工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 建築設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
- ・ 建築構造設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
- ・ 構内舗装・排水設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
- ・ 建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
- ・ 建築設備設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針 (一般社団法人日本建築センター)
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成 9 年通商産業省令第 52 号)
- ・ 公共建築設備工事標準図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)
- ・ 公共建築工事積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 公共建築工事標準単価積算表 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 公共建築数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 公共建築設備数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 公共建築工事見積標準書式 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)
- ・ 建築工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 電気設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 機械設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ その他関連適用基準等

3 応募に関する条件等

(1) 応募者の構成等

①用語の定義

- ア 構成員：公募型プロポーザル参加グループを構成する企業をいう。
- イ 代表企業：構成員のうち、応募手続を代表して行う企業をいう。
- ウ 設計企業：構成員のうち、設計業務を行う企業をいう。
- エ 施工企業１：構成員のうち、第Ⅱ期事業に係る工事業務を行う企業をいう。
- オ 施工企業２：構成員のうち、第Ⅲ期事業に係る工事業務を行う企業をいう。
- カ 施工企業３：構成員のうち、第Ⅳ期事業に係る工事業務を行う企業をいう。
- キ 工事監理企業：構成員のうち、工事監理業務を行う企業をいう。

②応募者の構成

- ア 応募者は、複数の企業により構成されるグループとし、構成員の中から代表企業を定める。
- イ 応募者は「設計企業」、「施工企業１」、「施工企業２」、「施工企業３」、「工事監理企業」の全ての担当に構成員を割り当てなければならない。なお、設計業務及び工事監理業務は、それぞれ複数の企業が行うことを妨げない。
- ウ 施工企業３については、共同企業体を構成するものとし、構成員数は２又は３（うち、代表構成員１者）とする。その場合、構成員の出資比率は以下のとおりとする。
 - ・代表構成員 出資比率が最大
 - ・構成員 工事費に対して３０％以上（２者の場合）
工事費に対して２０％以上（３者の場合）
- エ イに掲げる複数の業務を一の企業等が行うことは差し支えない。
ただし、施工企業と工事監理企業を同一の者が兼ねることはできない。
- オ 企画提案書の受付後、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りではない。
- カ １応募者の構成員は、他の応募者の構成員にはなれない。

（２）応募者の参加資格要件

①各企業に共通する参加資格要件

- ア 主たる営業所が徳島県内に所在する企業等であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 4 月 18 日建設第 73 号）等の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
- エ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16

年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成 17 年法律第 86 号) に基づく特別清算の開始の命令がなされた者でないこと。

キ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

ク 徳島県暴力団排除措置要綱(平成 23 年 3 月 28 日管第 100597 号) に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。

ケ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者でないこと。

コ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者でないこと。

サ 直近 1 年間に於いて、法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

シ 企画提案選定委員の所属する企業と資本面若しくは人事面において密接な関連がない者であること。

②各業務に応じた参加資格要件

ア 設計企業

次の(ア)から(イ)までの事項の全てに該当すること。なお、(ウ)(エ)については、複数の者が設計企業として参加する場合は、少なくとも 1 者が該当すること。

(ア) 令和 8・9 年度の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿(測量・建設コンサルタント等業務) に記載されている者であること。

(イ) 建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(ウ) 平成 23 年 4 月 1 日から当公募型プロポーザル募集の公告日までの間で、1 棟の延べ面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) 第 2 条第 1 項第 4 号に規定する延べ面積をいう。) が 700 ㎡以上の建築物(主要用途が工場、倉庫その他これらに類するものを除く。) の建築(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 13 号による建築をいう(新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まない。)) に係る実施設計業務を元請として完了した実績を有する者であること。

(エ) 令和 8 年 4 月 1 日現在において、次のいずれかに該当すること。

1 3 名以上の一級建築士が属する者であること。

2 2 名以上の一級建築士かつ 2 名以上の二級建築士が属する者であること。

(イ) 配置予定技術者として、参加申込書の提出日以前に設計企業と 3 か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「③ 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本事業の期間中に配置できること。

イ 施工企業 1

次の(ア) から(イ) までの全ての事項に該当すること。

- (ア) 令和 8 年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）の「建築一式工事」の格付けが A 級又は B 級であり、建設業法上の主たる営業所が、徳島県土整備事務所管内のうち「渭東」、「渭北」、「佐古・田宮・矢三」、「不動」、「加茂名」、「国府」、「一宮」、「入田」、「川内」、「応神」、「北島」又は「藍住」の地区内にある者であること。
- (イ) 配置予定技術者として、参加申込書の提出日以前に施工企業と 3 か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「③ 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本工事の期間中に専任で配置できること。ただし、請負代金額（消費税込み）が 4,500 万円（建築一式工事については、9,000 万円）未満の場合は、専任の必要はない。

ウ 施工企業 2

次の(ア) から(イ) までの全ての事項に該当すること。

- (ア) 参加資格業者名簿の「解体工事」の格付けが A 級の者であること。
- (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項による収集運搬業（解体工事に必要な産業廃棄物の種類に限る。）の許可を受けている者であること。
- (イ) 配置予定技術者として、参加申込書の提出日以前に施工企業と 3 か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「③ 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本工事の期間中に専任で配置できること。ただし、請負代金額（消費税込み）が 4,500 万円（建築一式工事については、9,000 万円）未満の場合は、専任の必要はない。

エ 施工企業 3

代表構成員にあつては、次の(ア)、(イ) 及び(エ) から(キ) の事項に該当すること。

代表以外の構成員にあつては、次の(ウ)、(オ) 及び(カ) の事項に該当すること。

- (ア) 建築工事業に係る建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (イ) 参加資格業者名簿の「建築一式工事」の格付けが特 A 級の者であること。
- (ウ) 参加資格業者名簿の「建築一式工事」の格付けが特 A 級又は A 級の者であること。ただし、A 級の者にあつては、建設業法上の主たる営業所が、徳島県土整備事務所（鳴門支所を除く。）管内にあり、提案額に出資比率を乗じた金額が 2 億円未満となる者であること。
- (エ) 平成 23 年 4 月 1 日から当公募型プロポーザル募集の公告日までの間で、1 棟の延べ面積が 700 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫その他これらに類するものを除く。）の建築（新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まない。）に係る施工業務を元請として完了した実績を有する者であること。

- (オ) 配置予定技術者として、参加申込書の提出日以前に施工企業と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「③ 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本工事の期間中に専任で配置できること。
- (カ) 参加資格業者名簿における「建築一式工事」の年間平均完成工事高（格付けに当たり使用した経営事項審査における年間平均完成工事高）を2倍した金額が、この工事の提案額のうち第Ⅳ期事業における工事業務に係る金額に占める出資比率相当額以上であること。
- (キ) 構成員のうち最大の施工能力を有し、出資比率が最大であること。

オ 工事監理企業

次の(ア)から(オ)までの事項の全てに該当すること。なお、(ウ)から(オ)については、複数の者が工事監理企業として参加する場合は、少なくとも1者が該当すること。

- (ア) 令和8・9年度の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登載されている者であること。
- (イ) 建築士法第23条第1項及び第3項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 平成23年4月1日から当公募型プロポーザル募集の公告日までの間で、1棟の延べ面積が700㎡以上の建築物（主要用途が工場、倉庫その他これらに類するものを除く。）の建築（新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まない。）に係る工事監理業務を元請として完了した実績を有する者であること。
- (エ) 令和8年4月1日現在において、次のいずれかに該当すること。
 - ① 3名以上の一級建築士が属する者であること。
 - ② 2名以上の一級建築士かつ2名以上の二級建築士が属する者であること。
- (オ) 配置予定技術者として、参加申込書の提出日以前に工事監理企業と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「③ 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本事業の期間中に配置できること。

③配置予定技術者の資格

配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

ア 設計企業

(ア) 管理技術者（設計）

- ・ 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。
- ・ 「3 応募に関する条件等」の「(2) 応募者の参加資格要件」の「② 各業務に応じた参加資格要件」の「ア 設計企業」の(ウ)に掲げる業務と同じ業務経験を有すること。

イ 施工企業1

(ア) 現場代理人

- ・ 当該工事現場に常駐することができる者であること。

(イ) 主任技術者

- ・この建設工事に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。

ウ 施工企業2

(ア) 現場代理人

- ・当該工事現場に常駐することができる者であること。

(イ) 主任技術者等

- ・この建設工事に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。

エ 施工企業3

代表構成員にあつては、次の(ア)及び(イ)の技術者を配置すること。代表以外の構成員にあつては、次の(ウ)の技術者を配置すること。

(ア) 現場代理人

- ・当該工事現場に常駐することができる者であること。

(イ) 監理技術者

- ・1級建築施工管理技士、一級建築士その他の建築工事業（建築一式工事）の監理技術者となりうる資格を有すること。
- ・監理技術者資格証を有すること。
- ・監理技術者講習を修了していること。
- ・「3 応募に関する条件等」の「(2) 応募者の参加資格要件」の「② 各業務に応じた参加資格要件」の「エ 施工企業3」の(イ)に掲げる業務と同じ業務経験を有すること。

(ウ) 主任技術者

- ・一級建築施工管理技士若しくは一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有すること。

オ 工事監理企業

(ア) 管理技術者（工事監理）

- ・建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。
- ・「3 応募に関する条件等」の「(2) 応募者の参加資格要件」の「② 各業務に応じた参加資格要件」の「オ 工事監理企業」の(ウ)に掲げる業務と同じ業務経験を有すること。

4 応募方法

(1) 応募書類等の提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会教育創生課 新未来・GX担当

電話 (088) 621-3183

ファクシミリ (088) 621-2880

E-mail kyouikusouseika@pref.tokushima.lg.jp

(2) 参加申込書の提出

当プロポーザルへの参加を希望する者は、次の表－１に示す提出書類（各１部）を提出すること。ただし、書類は製本せず着脱可能なクリップ等でまとめること。

表－１

提出書類	様式	留意事項
参加申込書	第１号	全ての構成員を記載
参加資格確認票	第１号－１	各構成員ごとに作成
主要業務実績書	第２号	各構成員ごとに作成（複数の者が設計、施工工事監理企業として参加する場合は、それぞれの企業の少なくとも１者）
企業グループ概要書	第２号－１	全ての構成員と協力企業を記載
技術者配置予定表	第２号－２	配置予定技術者ごとに作成

①提出方法

持参又は郵送（郵便、宅配便等）とし、郵送の場合は、簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。なお、郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

②提出期限

令和８年１２月３日（木）午後５時まで（必着）

③参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和８年１２月９日（水）までに代表企業に対して書面で通知する。

なお、参加資格がないと認められた参加者の代表者は、書面により県に説明を求めることができる。

その受付期間は、令和８年１２月１７日（木）午後５時まで（必着）とし、説明請求に対する回答は、令和８年１２月２５日（金）までに代表企業に対して書面により通知する。

④参加辞退

参加申込書の提出後に当プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和８年１２月１４日（月）午後５時まで（必着）に、辞退届（様式第６号）を提出すること。

(3) 企画提案書の提出

次の表－２に示す提出書類を提出すること。任意様式の書類については、原則としてＡ４（Ａ３折り込み頁の挿入可。）とし、文字の大きさや見やすさに留意して作成する

こと。

提出部数は、正本１部、副本１０部とし、正本については、製本せず、着脱可能なクリップ等でまとめること。なお、提出された企画提案書の記載内容の変更及び追加については、原則として認めない。

表－２

提出書類	様式	留意事項
企画提案書	第３号	「設計、施工に関する考え方」を添付
概略図面	任意様式	敷地レイアウト、建物平面図、立面図、外観パース
工程計画表	任意様式	
概算見積書	第３号－１	

①提出方法

持参又は郵送（郵便、宅配便等）とし、郵送の場合は、簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。なお、郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

②提出期限

令和９年１月８日（金）午後５時まで（必着）

（４）質問及び回答

（参加申込書等提出前）

質問は、質問書（様式第４号）により行うものとする。なお、原則として当該事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとし、審査に関する内容については受け付けない。

①提出方法

電子メールにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

②提出期限

令和８年１１月５日（木）午後５時まで（必着）

③質問への回答

質問内容については、電子メールにより回答するとともに、令和８年１１月１３日（金）までに、徳島県ホームページにも掲載する。

（参加申込書等提出後）

質問は、質問書（様式第４号）により行うものとする。なお、原則として当該事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとし、審査に関する内容については受け付けない。

①提出方法

電子メールにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

②提出期限

令和8年12月10日（木）午後5時まで（必着）

③質問への回答

質問内容については、電子メールにより回答するとともに、令和8年12月18日（金）までに、徳島県ホームページにも掲載する。

（5）現地確認

本事業に係る応募者の理解向上のため、学校活動に支障のない範囲で本件担当者立会のもと、応募者が個別に事業場所の現地確認を実施できる機会を設ける（メジャー、測定器等の利用を可能とする。）。

現地確認を希望する者は、現地確認申込書（様式第5号）により申し込むものとする。なお、現地見学の日時は、令和8年11月19日（木）午後1時から午後4時までの間の1時間以内とする。

①提出方法

電子メールにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

②提出期限

令和8年11月16日（月）午後5時まで（必着）

5 事業者の選定

県は、企画提案選定委員会を設置し、プレゼンテーションを伴う企画提案書の審査を行い、別表「評価項目及び評価規準」に基づき、事業者を選定する。

（1）企画提案選定委員会の開催

- ・令和9年1月中旬頃の開催を予定しており、日時及び場所については、応募者へ別途通知する。
- ・企画提案選定委員会を欠席した応募者は、当プロポーザルを辞退したものとみなす。

（2）企画提案選定委員会の概要

- ・審査会場への入室は、各応募者あたり3名までとする。
- ・応募者は20分以内でプレゼンテーションを行い、その後、企画提案選定委員が質疑を行う。
- ・プレゼンテーション審査において、事前に提出された企画提案書に記載していない提案内容を追加することは認めない。
- ・質疑に対しては、その場で応答するものとし、審査終了後の回答や説明資料の提出は認めない。
- ・プレゼンテーションに係るプロジェクター及びスクリーンは、徳島県教育委員会が準

備する。使用を希望する場合は、「9 担当窓口」へ事前に申し出ること。ただし、PC、ケーブル類、その他プレゼンテーションに必要な物品等は応募者が準備すること。

(3) 事業者の選定

- ・企画提案選定委員会は、企画提案選定委員の評価に基づく総合得点が最も高い応募者を優先交渉権者として、優先交渉権者の次に総合得点が高い応募者を次点交渉権者として、県に報告する。
- ・総合得点が最も高い応募者が複数ある場合は、その中で見積金額が最も低い者を優先交渉権者、優先交渉権者の次に見積金額が低い者を次点交渉権者とする。また、応募者が1者のみの場合は、選定委員会の意見を踏まえ、総合的に適否の判断を行う。ただし、適の判断を行う場合は、評価基準の合計点の平均が60点以上でなければならない。

(4) 選定結果の通知

- ・選定結果は、辞退者を除く応募者全てに対して文書によって通知するとともに、県ホームページにて公表する。

6 契約の枠組み

(1) 第Ⅰ期事業の契約締結

優先交渉権者の選定後、県は優先交渉権者と第Ⅰ期事業について見積合わせを行い、契約を締結する。同時に、県と優先交渉権者の間で第Ⅱ期事業の契約に至るまでの手続きに関する協定を締結するものとする。

資格を満たしていることの確認ができない場合、またその他の理由により優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と契約交渉を進めることとする。

なお、優先交渉権者は、見積合わせ時に、設計着手から全ての工事が竣工するまでの工程表を提出すること。

(2) 第Ⅱ期事業の契約締結

①契約交渉

本事業は、第Ⅰ期事業の契約後、優先交渉権者が設計を実施しながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、第Ⅱ期事業の契約を締結する。

なお、価格交渉は以下のとおり実施する。

- ・参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- ・積算基準等から乖離のある工種について、乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。
- ・見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事实績での資機材の支

払伝票、日報、出面の資料等の提示を求めることがある。

- ・優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と第Ⅰ期事業に係る契約交渉を進めることとする。

②契約締結

契約交渉の結果、合意が得られた場合、交渉が成立したものとして、第Ⅱ期事業の契約を締結する。価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて、契約額の変更を行うこととする。

(3) 第Ⅲ期事業の契約締結

①契約交渉

本事業は、第Ⅰ期事業の契約後、優先交渉権者が設計を実施しながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、第Ⅲ期事業の契約を締結する。

なお、価格交渉は以下のとおり実施する。

- ・参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- ・積算基準等から乖離のある工種について、乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。
- ・見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面の資料等の提示を求めることがある。
- ・優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と第Ⅰ期事業に係る契約交渉を進めることとする。

②契約締結

契約交渉の結果、合意が得られた場合、交渉が成立したものとして、第Ⅲ期事業の契約を締結する。価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて、契約額の変更を行うこととする。

(4) 第Ⅳ期事業の契約締結

①契約交渉

本事業は、第Ⅰ期事業の契約後、優先交渉権者が設計を実施しながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、第Ⅳ期事業の契約を締結する。

なお、価格交渉は以下のとおり実施する。

- ・参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- ・積算基準等から乖離のある工種について、乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。
- ・見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事实績での資機材の支払伝票、日報、出面の資料等の提示を求めることがある。
- ・優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と第Ⅰ期事業に係る契約交渉を進めることとする。

②契約締結

契約交渉の結果、合意が得られた場合、交渉が成立したものとして、第Ⅳ期事業の契約を締結する。価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて、契約額の変更を行うこととする。

7 その他契約に関する事項

(1) 書類の優先順位

書類の優先順位は、次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とする。

その他、優先順位等について疑義が生じた場合には、県と協議の上で決定する。

- ①契約書
- ②質問回答書
- ③要求水準書
- ④企画提案書

8 留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

①著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認めるときには、県は選定事業者の確認を得た上で、選定事業者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の客観的評価の公表以外に使用しない。なお、提出書類は返却しない。

②特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

(4) 県からの提示書類の取扱い

県が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(7) 応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 失格要件

以下に掲げるアからウのいずれかに該当する場合は、その応募者は失格となることがある。

ア 各法令等に適合しないことが判明した場合

イ 参考見積価格が募集要項で示す事業費参考価格を超過している場合

ウ 選定事業者決定後に、配置予定技術者を配置できなくなった場合（ただし、同等の資格を有する者に変更し、県が認めた場合はこの限りではない。）

(9) 無効要件

以下に掲げるアからエのいずれかに該当する場合は、その応募者は無効となることがある。

ア 本プロポーザルに関し、審査委員会の委員に、直接、間接を問わず接触を求めた場合

イ 参加資格要件を満たさない場合

- ウ 提出書類に関して、次のいずれかに該当する場合
 - ・提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ・様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・虚偽の記載がある場合
- エ その他、企画提案選定委員会が不適切と認めた場合

9 担当窓口

〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県教育委員会教育創生課 新未来・GX担当

電話 (088) 621-3183

ファクシミリ (088) 621-2880

E-mail kyouikusouseika@pref.tokushima.lg.jp

(別表)

評価項目及び評価基準

次の１から３の評価項目及び評価基準点で実施し、評価点を算出する。

委員１人当たりの持ち点は１００点とする。

１．設計及び施工業務に関する評価

評 価 項 目		評価基準点				
		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	・本事業や教育改革の目的（社会との接続、新しい学び等）を深く理解し、それらを体現する魅力的な空間コンセプトが提示されているか。また、生徒の主体的な学びや多様な居場所の選択を促す工夫があるか。 ・生徒間、教職員、外部人材との日常的な対話・交流・協働を生み出す動線および諸室配置となっているか。開放感と快適性を備え、能動的な学習や探究活動に没頭できるか。 ・学校の新たなシンボルとして地域や外部へ魅力を発信できる洗練された外観デザインか。周辺環境や既存校舎との調和が図られているか。 ・その他、優れた提案が含まれているか。	20	16	12	8	4
(2)	・各諸室の利用目的に応じた配置・面積・仕様が合理的に検討され、日常の使いやすさや効率的な運用に配慮されているか。高度な教育活動や将来の利用環境の変化に柔軟に対応できる拡張性・高度 ICT 基盤を有しているか。 ・防犯・防災等の安全対策が講じられ、地域に開かれた共創環境と生徒のセキュリティが高度に両立しているか。歩車分離やバリアフリーなど、あらゆる利用者が安心・快適に利用できるか。 ・省エネルギー・省資源化や再生可能エネルギーの活用など、環境負荷低減に対する配慮がなされているか。耐久性・メンテナンス性に優れ、将来の維持管理コストが抑制されているか。 ・その他、優れた提案が含まれているか。	20	16	12	8	4
(3)	・安全かつ確実な工程及び施工計画への配慮がなされているか。 ・低コスト工法、安全工法、低公害工法を採用しており、適切な品質管理が図られているか。 ・工事期間中の騒音・振動等、周辺環境への配慮について具体的に提案されているか。 ・事業期間を遵守するための方策等について具体的に提案されているか。 ・その他、優れた提案が含まれているか。	10	8	6	4	2
(4)	・業務の主旨に合致する追加提案があるか。	とても良い		良い		なし
		10		5		0
小 計		／60点				

２．業務遂行の確実性に関する評価

評 価 項 目		評価基準点				
		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	・業務内容を十分に理解しており、適切な技術者の配置等による確実な業務遂行体制があるか。	20	16	12	8	4
小 計		／20点				

３．事業費に関する評価

視点	計算式：20×最低見積額／各事業者見積額	／20点
小計		

合 計	／100点
-----	-------

